

登 総 第 2 2 号
令 和 6 年 4 月 3 日

登別市監査委員 佐 藤 紀 清 様
登別市監査委員 工 藤 俱二雄 様

登別市長 小笠原 春一
(公印省略)

令和5年度財政的援助団体等監査に係る是正・改善事項について
令和6年3月28日付け登監第191-1号で通知のありましたこのことについて、
別添のとおり提出します。

登教社第379号
令和6年4月12日

登別市監査委員 佐藤 紀 清 様
登別市監査委員 工藤 俱二雄 様

登別市教育委員会
教育長 安宅 錦也
(公印省略)

和5年度財政的援助団体等監査に係る是正・改善事項について(回答)
令和6年3月28日付け登監第191-2号で通知のありましたこのこと
について、次のとおり回答します。

記

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| 1 | 是正・改善を要する事項 | 登別市民プールに関すること |
| 2 | 講じた措置等 | 別添のとおり |

令和5年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p>公の施設の指定管理者監査</p> <p>登別市民プール</p> <p>現地監査の結果、施設及び備品管理等について、適正に行われていると認められた。平成16年の開館以降、約20年近くが経過しているが、市民が快適に利用できるよう維持管理の努力がなされている。今後においても継続的な運営が可能となるよう、経年劣化が進む設備等については、より一層計画的に更新等がなされることを望むものである。</p> <p>なお、令和5年度に更新したトレーニング機器について、以前使用していた機器は、教育委員会によって廃棄処分されているが、財産の処分は、市長部局において行うこととなっていることから、今後、不用物品の処分に当たっては、このことに留意の上、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>財務会計規則第148条第4項の規定に基づき物品管理者に廃棄処分させましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条により教育財産を取得し、及び処分することは教育委員会ではなく地方公共団体の長の職務権限とされていることから、今後の処分については市長部局で実施します。</p> <p style="text-align: right;">【会計室会計グループ】</p> <p>登別市民プールについては、今後も多くの市民に利用していただけるよう、指定管理者と連携し、引き続き計画的な更新等を行ってまいります。</p> <p>また、備品の処分時には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や登別市財務会計規則等の関係法令を適宜確認し、適切な事務執行に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会 社会教育グループ】</p>